

協議項目 1 4 「支所の取扱いに関すること」

協議項目 1 4 「支所の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成 1 5 年 8 月 2 7 日提出

前橋広域市町村合併協議会
会長 萩原 弥惣治

支所の取扱い

大胡町役場、宮城村役場及び粕川村役場は、支所とする。

支所の組織は、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、合併から 5 年後を目処に段階的に再編、見直しを行う。

先進地事例			
つくば市 (284.07km ²)	福山市 (430.28km ²)	呉市 (155.08km ²)	新発田市 (469.54km ²)
<p>(協定内容) 現在の荃崎町役場は、当面支所として存続させるものとする。 支所の組織については、住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮し、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>(支所の組織) ○庶務課 ○税務課 ○保健福祉課 ○生活環境課 ○産業課 ○土木課 ○下水道課 ○荃崎窓口センター ○農業委員会荃崎事務所 ○教育委員会荃崎事務所</p> <p>※合併の翌年度には、庶務課・民生課・建設課の3課体制へ再編された。</p> <p>(町役場の職員体制の変化) 平成14年11月1日合併 合併前の職員体制 226人 合併直後の職員体制 57人 15年度当初の職員体制 35人</p>	<p>(協定内容) 執行機関の組織については、住民サービスの低下をきたさないよう適切に措置するものとする。 新市町の区域を所管区域とする支所を設置するものとする。</p> <p>(支所の組織) ○新市支所(窓口業務) (本庁の出先機関) ○税務部新市税務課 ○保健福祉部新市保健福祉課 ○環境事業部新市事業所 ○土木部新市建設産業課 ○下水道部新市下水道出張所 ○出納室新市分室 ○水道局新市水道出張所 ○学校教育部給食センター</p> <p>(町役場の職員体制の変化) 平成15年2月3日合併 合併前の職員体制 246人 合併直後の職員体制 125人 15年度当初の職員体制 109人</p>	<p>(協定内容) 下蒲刈町役場は、支所とする。ただし、組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。</p> <p>(支所の組織) ○下蒲刈支所(窓口業務) ○問い合わせ窓口として地域振興室を設置</p> <p>(町役場の職員体制の変化) 平成15年4月1日合併 合併前の職員体制 111人 合併直後の職員体制 18人</p>	<p>(協定内容) 豊浦町役場は、地方自治法上の支所とする。 支所の組織については、住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。</p> <p>(支所の組織) ○管理課 ○住民課 ○保健福祉課</p> <p>(町役場の職員体制の変化) 平成15年7月7日合併 合併前の職員体制 113人 合併直後の職員体制 30人</p>